

役員及び評議員等の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人なすびの里(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬並びに費用弁償以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいい、評議員を併せて役員等という。
- (2)常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3)非常勤の役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4)報酬等とは、定款第8条及び第21条で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受けとる財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5)費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員等に職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- 2 役員等が、同日の理事会並びに評議員会にあわせて法人の業務を行った場合は、報酬及び費用弁償費はこれを支払わないものとする。
- 3 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。
- 5 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 6 第3者委員、嘱託医師、授産技術指導者、職員研修講師には、別表「非常勤理事等の報酬」に定める額を支給する。
- 7 なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、第4条の報酬及び費用弁償額はこれを支払わないものとする。

(報酬等の額の決定)

第4条 非常勤の役員並びに評議員等に対する報酬は、評議員会において定める別表の額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 非常勤の役員及び評議員等に対する報酬は、理事会又は評議員等への出席等法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

- 2 報酬等は、現金により本人に支給するものとする。ただし、本人の同意を得れば指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(費用弁償)

第6条 役員及び評議員等は、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

- 2 役員及び評議員等がその職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

別表(第4条関係) 非常勤理事等の報酬・費用弁償額

| 職 名 等 | | 報酬又は費用弁償額 | |
|-------------------|-----|-----------|---------|
| 役員 | 理事長 | 日額報酬 | 5,000円 |
| | 理事 | 日額報酬 | 5,000円 |
| | 監事 | 日額報酬 | 5,000円 |
| 評議員(評議員選任解任委員を含む) | | 日額報酬 | 5,000円 |
| 第三者委員 | | 日額報酬 | 5,000円 |
| 嘱託医 | | 日額報酬 | 15,000円 |
| 授産技術指導者 | | 日額報酬 | 10,000円 |
| 職員研修講師 | | 2時間当たり報酬 | 10,000円 |

理事、監事及び評議員等に対する報酬等支給基準(報酬規程)について

「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」(経営組織の見直しについて)から抜粋

(5) 理事、監事及び評議員に対する報酬等支給基準

- ・理事、監事及び評議員に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額にならないような支給の基準を定めなければならないこととしている。(法第45条の35第1項)
なお、この報酬等の支給の基準は、評議員会の承認を受けるとともに(法第45条の35第2項)、公表しなければならない(法第59条の2第1項第2号)。
- ・具体的には、以下①から④のとおり、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその算定方法並びに形態に関する事項である(施行規則第2条の42)。
- ・なお、無報酬とする場合には、その旨役員等報酬基準に定めることとなる。

① 役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分

- ・常勤・非常勤別に報酬を定めること。

【補足】 例えば、常勤理事への月額報酬、非常勤理事への理事会等出席の都度支払う日当等(日当が交通費実費額を超える場合は報酬等に該当)

② 報酬等の金額の算定方法

- (a) 報酬等の算定の基礎となる額、役職、菜食年数など、どのような過程を経てその額が算定されたのか、法人として説明責任を果たすことができる基準を設定すること。
- (b) 評議員会が役職に応じた一人当たりの上限額を定めた上で、各理事が具体的な報酬金額については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するといった規程は、許容される(国等が他団体の俸給表等を準用している場合、準用する給与規程(該当部分の抜粋も可)を支給基準の別紙と位置づけ、支給基準と一体のものとして所轄庁に提出すること)。
- (c) 評議員会の議決によって定められた総額の範囲内において決定するという規定やどのような算定過程から具体的な報酬額が決定されるのかを第三者が理解することは困難であり、法人として説明責任を果たすことができないため、認められない。
- (d) 退職慰労金については、退職時の月例報酬に在職年数に応じた支給率を乗じて算出した額を上限に各理事については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するという方法も許容される。

③ 支給の方法

- ・支給の形態とは、現金・現物の別等をいう。ただし、「現金」「通貨」といった明示的な記載がなくとも、報酬額につき金額の記載しかないなど金銭

支給であることが客観的に疑いのある場合は、「現金」等の記載は特段なくとも差し支えない。

- (6) 理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額（職員としての給与も含む。）については、平成 29 年度以降の現況報告書に記載の上、公表すること。

11 月留意事項 Q&A

問 45 交通費は支給基準を定める必要がある報酬に含まれるのか。

(答え)

- 1 交通費の実費相当分は報酬に含まれない。なお、名称（「車代」等）にかかわらず、実質的に報酬に該当するものは、支給基準の対象とする必要がある。

問 46 報酬等の支給基準を定めるとされているが、これは、非常勤理事や評議員に対して報酬を支給しなければならないということの意味なのか。

(答え)

- 1 社会福祉法人の報酬等が、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与や社会福祉法人の経理状況に照らし、不当に高額な場合には、法人の公益性・非営利性の観点から適当ではない。このため、理事等に対する報酬等が不当に高額なものとならないよう支給の基準を定めることとしている。（法第 45 条の 35 第 1 項）。
- 2 報酬等の支給基準の策定は、報酬等の支給を義務付ける趣旨はなく、無報酬でも問題はない。その場合は、無報酬である旨を定めることになる。
- 3 なお、定款で無報酬と定めた場合、又は、常勤役員等に対して「支給することができる」と規定しつつ、当面の間は役員報酬を支給しない場合においても、支給基準は策定し、無報酬である旨を定める必要がある。

問 47 理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額については、職員としての給与も含めて公表することとしているが、職員給与を受けている理事が 1 名しかいない場合、当該理事の職員給与額が実質的に特定されることがあるが、このような場合であっても、公表する必要があるのか。

(答え)

- 1 社会福祉法人の財務規律の確立、事業運営の透明性の確保の観点から、役員報酬等の総額を公表することは重要である。
- 2 他方、個人情報の保護の観点から、職員給与を受けている理事が 1 名の場合であっても、個人の職員給与が特定されてしまう場合には、職員給与の支給を受けている理事がいる旨明記した上で、職員給与の支給を当該理事の職員給与額を含めずに役員報酬等の総額を公表することとして差し支えない。

定款変更Q&A

問 18 定款において定めが必要である評議員の報酬等の額については、1人あたりの報酬等の額を定めても良いのか。（定款例第八条関係）

(答え)

- 1 可能である。その場合、「一人あたりの各年度の総額が〇〇〇〇〇〇円を越えない範囲で」と規定すること。

問 19 理事又は監事の報酬等について、定款例のように別途評議員会で定めることとせず、定款并於いて定める場合、どのように記載すべきか。

(答え)

- 1 評議員の報酬等と同様に総額の範囲について定めることが適当である。